

「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税基本通達については、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）等により所得税法等の改正が行われたことに伴い、所要の整備を行うものです。